

令和8年7月10日

あま市長 八島 堅志 様

あま市水道事業等審議会

会長 齊藤 由里恵

あま市水道事業の持続的経営のあり方について（答申）

令和7年3月26日付け6あ上第289号で諮問ありました持続的経営のあり方について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

答 申 書

あま市水道事業の
持続的経営のあり方について

令和8年7月10日

あま市水道事業等審議会

はじめに

水道事業は、市民の快適な生活を支える重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を安定的に供給するための事業である。あま市水道事業は、平成24年4月1日に創設以降、七宝地区及び美和地区の市民生活や産業活動を支え、生活環境の向上に寄与してきた。

現行の水道料金は、消費税及び地方消費税改正によるものを除くと、創設以降改定を行うことなく現在に至っている。これは老朽管の更新を下水道整備等に伴う配水管の支障移転と並行して進める等、市が効率的な経営に努めてきた結果と言える。

しかしながら、県営水道料金が値上げされ、さらに物価や労務費、電気料金の高騰による費用の増加及び給水人口の減少による給水収益の減少が加わるなど、水道事業を取り巻く環境はより一層厳しくなっている。他の事業体においても順次料金の改定が行われており、水道事業経営の課題は広範囲に及んでいる。

あま市水道事業においても、令和6年度決算に初めて経常損失を計上することとなった。今後も経常損失が続いていく見込みであり、持続的経営は重要な課題となっている。

このような状況の中、令和7年3月26日にあま市長より「あま市水道事業の持続的経営のあり方について」の諮問を受けた本審議会では、持続可能な水道事業を今後も経営していくため、財政収支の見通しや総括原価の算定など、様々な資料を基に審議を重ねた結果、次のとおり水道料金を改定することが適当であるとの結論を得たことから、答申する。

本文

1 答申事項

(1) 料金改定時期

料金の改定が必要であることが明らかである以上、できるだけ早期に実施することが望ましいが、使用者への周知期間を設ける必要もあることから、令和9年4月が適当である。

(2) 料金算定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

(3) 基本水量の廃止

基本水量制とは、公衆衛生の向上という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、すべての使用者に対して生活に必要な水の使用を促進するために導入された制度である。しかし現状においては、公衆衛生向上等の目的は達成されたものと考え、基本水量制は廃止することが適当である。

(4) 水道料金

平均改定率24%の改定が適当である。

基本料金は据え置きとし、従量料金は(5)の表のとおりとすることが望ましい。

(5) 料金表

(1か月、税抜き)

		現 行	改 定 後
基本料金		1,100円	1,100円
従量料金 (1m ³ につき)	10m ³ まで	0円	20円
	10m ³ を超え20m ³ まで	125円	160円
	20m ³ を超え30m ³ まで	145円	190円
	30m ³ を超え40m ³ まで	160円	210円
	40m ³ を超え50m ³ まで	180円	230円
	50m ³ を超え100m ³ まで	210円	270円
	100m ³ を超えるもの	230円	300円

2 附帯意見

(1) 市民等への十分な説明について

本答申に基づく改定が行われた場合、平成23年4月以来16年ぶりの料金改定となる。将来にわたり安定した水道事業経営を行うには、使用者の理解と協力が不可欠である。税金ではなく水道料金で運営している水道事業そのものの特性により、事業の継続のために必要な負担を求めるものであることを丁寧に説明し、市民等の理解を得るよう努められたい。

(2) 福祉的視点について

水道料金における低所得者への対応については、所得の多寡を使用水量で判断できないことや、公営企業が独立採算制を経営原則としていることから、料金改定において対応を加味することは適当でない。

なお、低所得者への対応が必要と判断する場合、行政の福祉施策等による支援として検討されたい。

(3) 資産維持費について

今回採用した資産維持費の算定は、本市の耐震化計画等の施設整備・更新計画に照らし妥当なものと考えられるが、水道料金算定要領の標準とは異なる基準で検討した。今後料金改定を行う際には、資産維持費の積算基準から検証する必要があることに留意されたい。

(4) 甚目寺地区との料金相違について

本市では、給水地区により給水事業者が異なっており、七宝地区及び美和地区はあま市水道事業が給水しているが、甚目寺地区の大多数は名古屋市上下水道局が給水している。各事業体により料金体系が異なるため、地区によって料金相違が生じることは避けられないが、市民の公平性を考え、地区の料金相違を念頭に置いて事業を進めることを期待したい。

3 審議経過

回	開催日	内容
1	令和7年 3月26日	・あま市水道事業の概要 ・あま市水道事業を取り巻く環境変化と課題
2	令和7年 7月1日	・あま市水道事業を取り巻く環境変化 ・あま市水道事業経営戦略における取組状況 ・料金改定水準（案）の算定
3	令和8年 5月13日	・料金改定水準（案）の再算定 ・水道料金体系（案）の提示
4	令和8年 6月19日	・答申案の審議
5	令和8年 7月10日	・答申

4 委員名簿

役職	氏名
会長	齊藤 由里恵
副会長	大野 由美子
委員	下方 稔久
〃	溝口 正己
〃	船越 夏樹
〃	花木 裕子
〃	滝本 十代子

（敬称略）